

宮崎県警察サイバー犯罪指定捜査員制度運用要領の制定について（例規通達）

平成29年6月12日

例規第40号

この例規通達は、高度な情報通信技術を悪用した犯罪等が発生した場合に、あらかじめ指定した専門的知識、技能又は経験を有する警察職員を各所属から確保して集中的に運用することにより、迅速かつ適正な捜査を推進するための運用要領を定めたものである。